

## 狂犬病を予防しよう

### 狂犬病とは？

動物に咬まれた傷口から狂犬病ウイルスが侵入し、狂犬病を発症します。現在でも治療方法がないため、ほぼ100%死に至る人獣共通感染症です。飼い犬については市町村への登録と、予防注射を行うように法律で義務付けられています。

もし咬傷事故が発生した場合は、【鳥取市保健所 生活安全課(☎0857-30-8551)】へ必ず届けてください。

### 狂犬病予防注射

生後90日以上の子犬が年に一度受ける注射です。注射をした際は、福祉課の窓口で注射済票の交付申請を行うか、智頭町が委託している動物病院で注射済票の交付を受けてください。

●予防注射料 2,750円 ●注射済票交付料 550円

### 集合予防注射の日程

本町では下表のとおり、集合予防注射を行います。

実施日	時間	会場
4月7日(火)	午前9時10分～9時25分	那岐地区公民館
	午前9時35分～9時50分	土師地区公民館
	午前10時10分～10時25分	富沢コミュニティセンター
4月10日(金)	午前9時10分～9時40分	智頭町総合センター
	午前10時～10時10分	山郷地区公民館
	午前10時30分～10時40分	山形第一地区公民館
	午前11時～11時10分	芦津部落事務所
6月28日(日)	午前9時20分～9時40分	智頭町総合センター

### おねがい

会場に来られる際は、首輪や口輪等をきちんとつけ、犬をしっかりコントロールできる人が連れてきてください。万が一事故が起こった場合は、当事者同士の責任で対処をしてください。

1ヶ月以内に他のワクチン注射をした場合、あるいは妊娠中や授乳中、発情中、その他病気や体調不良などの異常が認められる場合には、その場での注射ができません。かかりつけの動物病院に相談して後日注射してください。

健康な犬でも数万頭に1頭の割合で、ワクチンによる痛みやショック死などの副反応が生じる場合があります。副反応は各会場では応急処置のみで、完全な治療はできません。了承いただけない場合は、動物病院での注射をお勧めします。

## ほのぼの☆健康ウォーク開催!

ウォーキングをすることで、肥満解消、骨粗しょう症予防、記憶力アップ、免疫力アップ、うつ病予防、動脈硬化予防等の効果が期待されます。

健康ポイント  
対象事業

日時	内容
4月26日(日) 午前9時30分～正午 (受付：午前9時15分～)	・ウォーキング ・ウォーキング指導員による講話 (運動の効果、ウォーキングのポイントなど)
集合場所 保健センターほのぼの「ひだまりホール」	
申込締切 4月24日(金)	

問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101

## 特別障害者手当・ 障害児福祉手当について

身体または精神に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とし、在宅で生活をしている人の負担を軽減するため手当を支給しています。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅で生活している人	重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅で生活している人
支給額(月額)	令和8年4月～ 30,450円	令和8年4月～ 16,560円
支給要件	本人、家族の所得によって制限があります。	
必要書類	状態により異なりますので、問合せください。	

※ 重度認知症等の場合も対象になることがあります。気軽にお尋ねください。

※ 障がいの状況によっては対象とならない場合があります。詳細については、気軽にお尋ねください。

【問合せ先】 智頭町福祉事務所 ☎75-4102



## 4月2日は「世界自閉症啓発デー」、 4月2日から8日は、「発達障害啓発週間」です

国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されました。日本でも、毎年、世界自閉症啓発デーの4月2日から4月8日までを、自閉症をはじめとする発達障害について理解していただくための「発達障害啓発週間」としています。

発達障がいについて知ること、理解することは、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、支え合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現につながります。

### 自閉症とは？

「常に自分の殻に閉じこもっている状態」と考えられたり、「親の育てが原因」と誤解されたりすることがあります。自閉症は脳の機能障害であり、「他の人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」「新しいことを学習すること」などに苦しさがあり、真面目に取り組んでいても周りから誤解されることがあります。自閉症の人の行動は、周りから見ると理解しがたいことがあります。しかし、行動には理由があります。周りの理解やその人に合った支援が大切です。この機会に、自閉症をはじめとする発達障がいについて考えてみましょう。

【問合せ先】 智頭町こども家庭センター ☎75-4102

## おしらせ

### 高齢者はり・灸・マッサージ施術費 助成事業

高齢者の福祉向上を図るために、はり・灸・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

【対象者】 智頭町内に住所を有する人の内、75歳以上の人で、住民税等の滞納がない人  
1人につき12枚発行

【助成枚数】 (年度内に1人につき1回助成)  
1枚につき500円

【助成金額】 福祉課の窓口に来所のうえ、申請書を

【申請方法】 記入し、提出してください。

※滞納状況等確認のうえ発行します。

### 温水プールの利用免除

心身に障がいのある人等が、温水プールを利用することによって、身体機能の回復、運動能力・生活行動能力を高めて、健康で明るい生活を送ることを目的に、温水プールの利用料を一部免除します。

#### 対象者

智頭町に住所を有し次に該当する人

- ①身体障がい者手帳、療育手帳を持つ人
- ②医師が必要と認め、指示書の交付を受けた人

#### 免除額

- ①該当者：利用料の50%
- ②該当者：利用料の70%

#### 申請方法

福祉課の窓口に来所のうえ、申請書を記入し、提出してください。

#### 持ち物

- 印鑑 +
- ①該当者：各種手帳
  - ②該当者：医師の指示書